

# 尾瀬ボランティア募集要項

公益財団法人尾瀬保護財団

## はじめに

尾瀬は、四季折々の美しい姿を私たちに見せてくれます。白く可憐なミズバショウや夏の湿原を彩るニッコウキスゲ、朝霧に浮かび上がる至仏山の山容。

その美しさと鼓動は、訪れる人に深い感動を与えてくれます。

しかし、自然とのふれあいを求めて年間数十万人の人々が尾瀬を訪れ、しかも週末や花の季節など特定の時期に利用が集中します。

このため登山道や湿原の荒廃、マイカー利用による混雑など色々な問題が生じており、尾瀬にふさわしい利用のあり方が求められています。

尾瀬のすぐれた自然環境の保全を図るため、(公財)尾瀬保護財団(以下「財団」という)では利用者に対する自然への理解を深めるための解説活動や適正利用に関する普及啓発の実施に取り組んでいます。

財団では、尾瀬の貴重な自然を国民の宝として大切に保護し、将来へと引き継いでいくために、尾瀬地区の利用者に対する普及啓発活動、環境美化活動、施設の管理運営が重要な役割を果たすという考えに賛同する人を「尾瀬ボランティア」として募集しています。

## 1 応募受付期間及び受付場所

- ・ 期 間 随時受け付けています。

ただし、活動を始める前に尾瀬ボランティアへの登録を行います。登録のためには、所定の研修を修了する必要があるため、研修は例年4月から開始する通信研修と6月～7月頃に行う現地研修を受講していただきます。平成30年度の登録を希望する場合は、研修スケジュールの都合上、所定の応募用紙を平成30年3月30日(金)までに提出してください。

- ・ 受付場所 公益財団法人尾瀬保護財団

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁15階)

TEL: 027-220-4431

## 2 活動内容

尾瀬ボランティアとしての活動にはプロテクター(自然保護)的活動・インタープリター(自然解説)的活動の2種類があり、それぞれの活動内容は、次のとおりです。

### (1) プロテクターの活動内容

- ・ 鳩待峠、沼山峠、大清水等における入山口啓発活動

啓発パンフレットの配布など

- ・ 入山口や至仏山、尾瀬ヶ原、尾瀬沼周辺の巡視・清掃  
危険箇所の点検、報告、ゴミ拾いなど
- ・ その他

財団がボランティア活動として特に依頼する活動

## (2) インタープリターの活動

- ・ 尾瀬の現地における利用者への案内及び自然解説
- ・ 団体、グループに対する自然解説
- ・ 自然解説パンフレットや情報誌等の作成補助
- ・ 各種調査、資料収集等

## 3 応募資格

尾瀬ボランティアとしての資格は、原則として、財団が開催する登録研修会（通信研修・現地研修（有料））に参加し、適格と認められた人で、次の条件を満たす人を財団理事長（以下「理事長」）が認定し、登録します。

- (1) 登録された時点で、18歳以上（高校生は除く）であり、尾瀬において野外活動を行うだけの健康と体力を有する人。
- (2) 所定の研修（通信研修と現地研修）を修了した人。
- (3) インタープリターの活動を行うには、プロテクターの経験を有する必要があります。

登録の期間は2年間とし、更新することもできます。また、本人からの申し出、あるいは認定することが不適當であると認められる事由が生じた場合には、ボランティア規程に基づき、理事長が登録を取り消すこともあります。

## 4 応募に必要な書類

- (1) 所定の応募用紙（写真を貼付）
- (2) 応募用紙とは別に縦3×横2.5cmの写真1枚（ボランティア証明書作成用）  
※写真の裏面には必ず氏名を記入してください。

## 5 報酬等

尾瀬ボランティアによる活動は、原則自己負担とします。

## 6 ボランティア活動中の事故に対する補償

尾瀬ボランティアの活動中の事故により生ずる、尾瀬ボランティアの利用者に対する損害賠償責任及び尾瀬ボランティア自身の傷害等の補償については、財団が加入する保険で対応するものとします。

## 7 応募から研修を経て登録・活動開始までの流れ

### 【応募】

①応募用紙を財団へ提出

↓平成30年度の登録（現地研修の受講を含む）を希望する場合は

応募用紙の提出期限は 平成30年3月30日（金）

### 【仮登録】

②財団で書類を審査し「尾瀬ボランティア」として仮登録。

↓

### 【通信研修】

③レポート研修開催通知の送付（4月上旬）

研修資料を財団より送付しますので、研修レポートを作成し財団へ提出してください。

↓

④研修レポートの提出（5月31日まで）

↓

### 【現地研修】

⑤現地研修会の案内

↓

⑥現地研修会への参加（例年6月～7月の土日、一泊二日の日程）、修了

↓

### 【登録】

⑦正式登録（7月）

財団事務局から尾瀬ボランティア証が送付されます。

↓

⑧活動準備

財団事務局へ活動を申込。必要な装備（ゴミ袋等）をそろえてください。

↓

### 【活動開始】

⑨ボランティア活動

現地に到着後、ボランティア詰所等で現地情報を入手し、活動資材を用意、ボランティア活動を開始します。